

伊賀市広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市要綱第34号。以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告媒体に掲載する広告の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の基本指針)

第2条 広告媒体（伊賀市が所有する施設、物件及び広報紙等の資産等をいう。以下同じ。）に掲載する広告は、広告媒体の設置若しくは実施の目的を損なわず、公共性及び公益性を保持し、市の行政施策の推進に反しないものであって、市民に提供する情報としてふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

2 市は、前項の広告掲載の基本指針に則り、要綱第3条第1項に規定する広告掲載の基準及び次条以下で定める事項を遵守し、民間事業者等の広告を掲載するものとする。

(規制業種又は事業者等)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及び風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する消費者金融など貸金業
- (3) たばこの販売に係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（公営くじに係るものを除く）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの又は施設
- (6) 社会問題を起こしている業種や事業者等
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引き受けなどに関するもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更生手続き中の事業者等
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善されていないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者等として妥当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的な行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの
- ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- オ 市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- カ 政治的な主義、主張を含むもの
- キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ 社会的に不適切なもの
- サ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招く表現
例 世界一、一番安い、等（表現に際しては根拠となる資料を要する）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
例 今が、これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他公共機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- ケ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長する表現

- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反する表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させる表現
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ その他、青少年の身体、精神、教育に有害なもの

(法規制)

第5条 広告の掲載に関し次の各号に掲げるもののほか、関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 消費者基本法（昭和43年法律第78号）
- (2) 民法（明治29年法律第89号）
- (3) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (6) 商標法（昭和34年法律第127号）

(自主規制基準)

第6条 広告の掲載に当たっては、前3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を参考とする。

(1) 民間広告業者等で組織する団体で定めた倫理綱領等

- | | |
|------------------|--------------------|
| (例) 社団法人 日本広告主協会 | 「倫理綱領」 |
| 社団法人 日本広告業協会 | 「広告倫理綱領」 |
| 日本新聞協会 | 「新聞広告倫理綱領」 |
| | 「新聞広告掲載基準」 |
| 各新聞折込扱い業者 | 「折込広告取扱審査基準」(各業者毎) |

(2) 不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定に基づき、業界、業種ごとに締結し、公正取引委員会が認定した公正競争規約